

ていれば、首を取たる三右衛門が武勇いづれをとりまさり有べからず、略○中二疋の名馬に鞍を  
かせ引立、御前にをいて當時の御ほうびと有て、兩人相並で一度に是を拜領す、

〔武家閑談一〕一高遠の城一番乗せし信忠公田織の御小性山口小辨、佐々清藏は、ともに十六才也、

略○中先山口小辨御召、此度高遠にての働、奇代の至也、城介目がねをちがへず、一入満足被成候と

て御譽御手づから國久の御腰物御感狀添被下、次に佐々清藏を召、高遠の働骨折の由、汝は手柄

致す筈也、大剛の内藏介が甥なれば也と被仰、長光の御腰物御感狀添被下、信長公、大才絶倫の人

傑、其智世の及ぶ所に非ず、小辨は賤敷者の子なれば、手柄高名實に希代也、清藏は伯父内藏介が

名迄上たる御褒美の御意とて、大將と成ては、一言一行大事也とぞ、

〔太閤記六〕今度於柳瀬表有戰功者被賞之事

賀藤虎助後號肥後守、略○中賀藤孫六郎後號左馬助、略○中福島市松、後號左衛門大夫、略○中脇坂甚内、

後號中務大輔、領淡路、生國江州なり、糟尾助右衛門尉、後號内膳正、領三萬石、平野權平、後號遠江守、

於和州芳野領五千石、其心猛くして、秀吉卿に背く事度々有しなり、因之領知少しとかや、生國尾

州也、片桐助作後號東市正、略○中生國江州也、虎之助市松、生國尾州也、

右之七人を七本鍵と號して、感狀あり、其辭云、

今度信孝對某及鉾楯有可亡于秀吉企、雖爲前將軍信長公御連枝、今也不去、兩葉可用、斧柯事在

手裏、殊柴田修理亮、瀧川左近將監、被仰合之義、決然也、依之至濃州大柿之城、令在滯、可攻伏岐

阜之城之處、柴田之先勢、柳瀬表致出張之旨、告來之條、不移時刻、走歸于柳瀬、決勝負之刻、盡粉骨

合於一番鍵、突退群雄、北國勢及敗亡事、偏在爾之武功矣、即加増領五千石、令宛行者也、依感狀如

件何も一通づ、被遣しとなり

天正十一年七月朔日

秀吉判